

## 第5章 計画の推進

# 第1節 計画の推進体制

## 1 区域施策編の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内各課の横断的連携と市民、事業者との協働による推進が不可欠です。

そのため、川口市環境審議会をはじめ、市民・事業者・市が協働して計画の推進に努めます。

### 川口市環境審議会

環境基本法に基づいて設置された組織で、市長の附属機関として位置づけられています。市長の諮問に応じ、環境保全に関する事項を調査審議し、答申や助言を行うとともに、本計画の進捗状況の点検を行います。

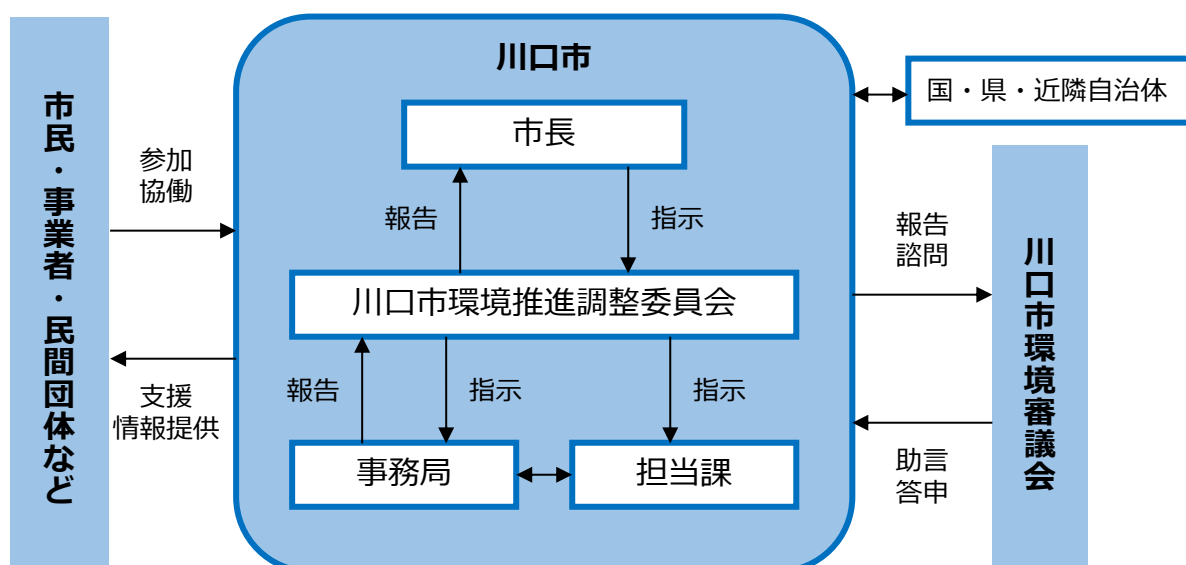
### 川口市環境推進調整委員会

環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置した、本市の庁内組織です。本計画に掲げる目標の達成や施策の実施について、関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実効性を確保します。

### 広域的な連携

広域的に取り組むことが必要な事項について国、県および近隣の地方自治体との連携を図ります。

#### 計画の推進体制



## 2 事務事業編の推進体制

川口市環境推進調整委員会や同幹事会において、計画の実施状況の点検や関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、計画を推進していきます。

### 川口市環境推進調整委員会

環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置した本市の庁内組織です。本計画に掲げる目標の達成や施策の実施について、関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実効性を確保します。

### 川口市環境推進調整委員会幹事会

環境に関する施策の策定および実施ならびに進行管理に関することを検討するために設置した本市の庁内組織です。

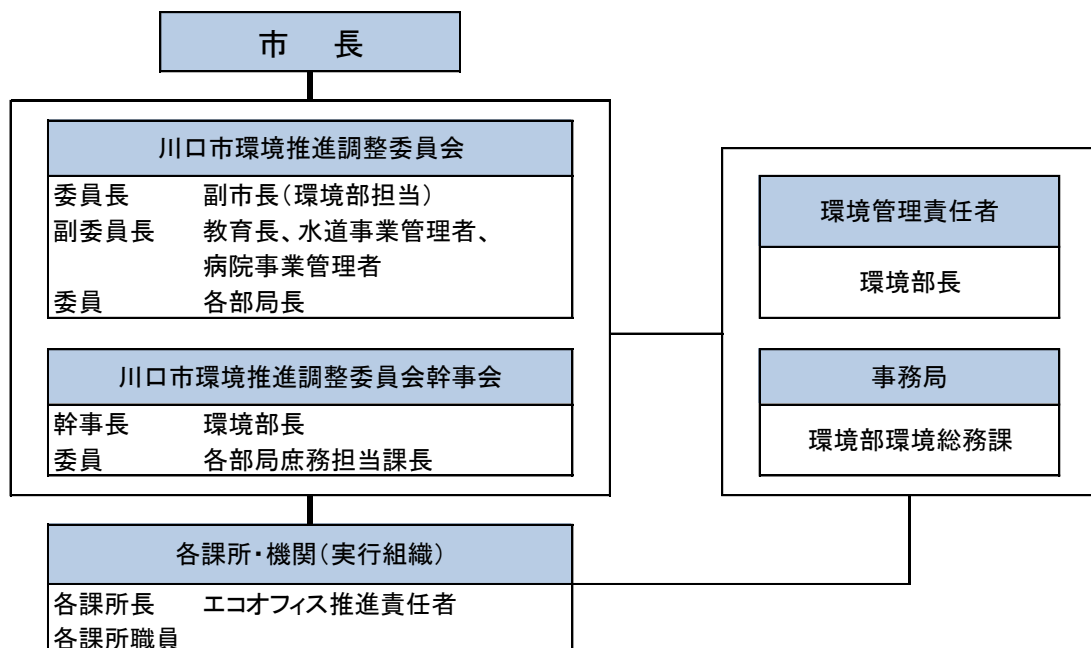
本計画に掲げる目標の達成や施策の実施について、部局内での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実効性を確保します。

### 環境管理責任者

本計画における取り組みの統括、温室効果ガス排出量の取りまとめを行い、その結果を川口市環境推進調整委員会に報告します。

### エコオフィス推進責任者

各課所・機関において、本計画を推進する責任者です。



## 第2節 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、市民・事業者・市の協働による進行管理を行うため、計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

### PDCA サイクルによる計画の進行管理

